

## 「ていねっていいね！区民の集い」設置要綱

### (名称)

第1条 本会は「ていねっていいね！区民の集い」（以下「区民の集い」という）と称する。

### (趣旨・目的)

第2条 「区民の集い」は、手稲区民がまちづくりを共に考え、行動することを通じて、区民が主役となり、愛着や誇りを共有できる“ふるさと手稲”づくりを推進することを目的とする。

### (活動)

第3条 「区民の集い」は、前条に掲げる趣旨・目的を推進するため、次の活動を行うものとする。

- (1) 区内のまちづくりネットワークの推進に関すること
- (2) 区内各分野の団体による、情報・意見交換や研修等の集いの開催に関すること
- (3) 区全体のまちづくりの課題・意見の集約や区への提言の取りまとめに関すること
- (4) 手稲区マスコットキャラクターていぬの活用推進に関すること

### (組織・運営)

第4条 「区民の集い」は、第2条に掲げる趣旨・目的に賛同し、意欲を有する区内の各種団体（以下「参加団体」という）の代表者をもって組織する。

- 2 「区民の集い」の運営を円滑に行うため、運営委員会を置く。
- 3 「区民の集い」は、必要に応じて参加団体を追加することができる。
- 4 「区民の集い」は、必要に応じて参加団体以外の者を臨時に出席させ、報告等を求めることができる。

### (役員)

第5条 「区民の集い」に座長1名、副座長1名及び運営委員長1名（以下「役員」という）を置く。

- 2 座長は、区民の集いを代表し、運営を統括する。
- 3 座長は、手稲区連合町内会連絡協議会会長をもって充てる。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故がある時はその職務を代理する。
- 5 運営委員長は、「区民の集い」の円滑な運営のために必要な職務を行う。
- 6 副座長及び運営委員長は座長が選任する。
- 7 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

8 欠員の補充によって選ばれた役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

- 第6条 運営委員会は、「区民の集い」の運営に必要な事項の協議を行い、「区民の集い」の円滑な運営を図る。
- 2 運営委員会は、座長、副座長、運営委員をもって構成する。
  - 3 運営委員は、参加団体の代表者から座長が選任する。

(区の連携協力)

- 第7条 区は、「区民の集い」の活動に積極的に支援協力を行うものとする。
- 2 区は、「区民の集い」の活動の成果を尊重し、区のまちづくりの推進に反映するよう努めるものとする。
  - 3 「区民の集い」の庶務を行うため、事務局を市民部に置く。

(その他)

- 第8条 この要綱に定めるものの他、「区民の集い」の運営に関して必要な事項は座長が別に定める。

付則

- この要綱は、平成17年6月29日より施行する。  
この要綱は、平成24年6月29日より施行する。  
この要綱は、平成25年6月27日より施行する。